(三)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四(一)　保安林の所在場所　北海道中川郡中川町字豊里二三の三・三二の一・三二の二・三二の九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二三の一、二三の二、二三の四、三二の四、三二の五、三二の一〇、三二の一四
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
五(一)　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ベシトカリ一七九の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　雪崩の危険の防止
(三)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに富良野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県藤津郡太良町大字多良字古賀倉八二三八、八二三九、八二四二、八二四三の一、八二四四の一、八二四四の二、八二四五の一、八二四五の二、八二四七、八二四八の一から八二四八の三まで、八二五一の一、八二五一の二、八二五三の一、八二五三の二、八二五四の二、八二五四の四、八二五四の五、八二五七の一、八二六一の一、八二六一の三、八二六二の一、八二七〇の三、八二七二の七、八二七二の一三、八二七二の一九、八二七五の一、八二七五の二、八二七八の一から八二七八の三まで、八二七九、八二八〇、八二八一の一、八二八一の二、八二八二、八二八三の一、八二八六、八二九〇、八二九一の一、八二九二、字座木林八二九六の二、八二九九の四、八三〇〇、八三〇三から八三〇八まで、八三一〇、八三一一、八三一三、八三一四、八三一六、八三一七、八三二一、八三二三から八三二七まで、字角ノ内八三三五の一、八三三五の二、八三四一の一、八三四一の二、八三四三の二、八三四四、八三四五の一、八三四六の三、八三四七の一、八三四八、八三四九、八三六四の一、八三六七の二、八三六八の一、八三六八の二、八三六八の三、八三六八の四、八三六八の六、八三七〇の一、八三七〇の二、八三七一の一、八三七一の二、八三七三の一、八三七三の二、字多良嶽八三七七の二、字経ヶ嶽八三八一の一、八三八二の一、字上中山八三八六の二から八三八六の八まで、八三八六の一二、八三八六の一三、八三八六の一六から八三八六の二一まで、八三八六の二六から八三八六の二九まで、八三八八、八三八九の一、八三九〇、八三九一、八三九六、八四〇五、八四一五、八四一六の一、八四二八、八四三〇、八四三一、八四五三、八四五四、八四五六の一、八四六〇の三、八四六〇の五から八四六〇の八まで、八四六〇の一〇、八四六〇の一三、八四六二、八五三五の一、八五三八の一、八五四〇、八五四五、字下中山八五七二、八六〇〇の一、八六〇二、八六一九、八六二六の一、八六二六の四、八六二七の一、八六二八の一、八六二九の一、八六二九の三から八六二九の六まで、八六二九の八、八六二九の一一から八六二九の一七まで、八六三二、八六三六、八六四〇の一、八六四二、八六四一、八六四二、八六四三の一、八六五八の五、八六六三の一、八六六五から八六七〇の一、八六七二の一、八六七三、八六九八から八七〇〇まで、八七〇四の六、八七〇四の七、八七〇四の一〇、八七〇四の一二、八七〇四の一四、八七〇四の二二、八七〇五、八七〇六の三、八七一八の一九、八七一八の二四、八七一九の二、八七二二、八七二五の二、八七三五の九、八七三六の一から八七三六の三まで、八七三六の七、八七三六の一五、八七三六の二三、八七三六の二七、八七三六の四四、八七三六の四六から八七三六の四八まで、八七三六の五二、八七三六の五三、八七三六の五五から八七三六の六三まで、八七三六の六五、八七三六の六六、八七三六の六九から八七三六の七四まで、八七三六の七七、八七三六の七九、八七三六の八一から八七三六の八七まで、八七三六の九〇、八七三六の九五、八七三六の一〇一、八七三六の一一六、八七三六の一二九、八七三六の一三〇、八七四〇、八七四四、八七五七の一、八七五七の二、八七五八、八七五九の一、八七六二、八七六四の一、八七六四の二、八七八二の一、八七八七、八七八九六から八七八八まで、八八〇〇の一、字大川内八八〇一の一、八八〇一の三、八八〇二の三、八八一三の一、八八一四の一、八八一五の二、八八一九の一、八八二三の一、八八二四の一、八八二五の一、八八三九から八八四二まで、八八四九

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県日光市長畑字小滝平一一八九、字小滝向一一九〇、字中滝向一一九一、字栗拾道四〇六七の一、四〇六八、四〇六九、字花鳥屋四〇七〇、四〇七一、字志路手四〇七二から四〇七四まで、字猪子倉四〇七五、四〇七六、四〇七七の一から四〇七七の五まで、四〇七八、四〇七九の一、四〇七九の二、字カンカラ四〇八〇、四〇八一、四〇八二の二、字小屋ノ沢四〇九一の一、四〇九一の二、四〇九二、四〇九四、四一二九、字柿木平四〇九三、字フクベ沢四〇九五、四〇九六、字八郎畑四〇九七から四〇九九まで、字岩台久保四一〇〇の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字内大野字西境田二九三一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備